

平成30年度 発達障がい療育事業実施要項



1 療育方針

地域での豊かな生活をめざして

自閉スペクトラム症などの発達障がいのある児童が、家族や地域の人たちとともに、より豊かで幸せに暮らし、自尊心をもって自立した生活ができるることをめざし、保護者との協働によって、その基礎を築きます。

(1) 自閉スペクトラム症などの発達障がいに関する特性理解

まず一番身近な保護者が児童の特性について正しく理解し、早期からその特性に配慮された日常生活が行われるよう支援します。

(2) 個別の評価と目標設定

一人ひとりの発達プロフィール、生活スキル、行動特性を個別にていねいに保護者と情報を共有します。その上で、個別の支援プログラムを保護者と共に立案し、同じ目標をもって取り組みます。

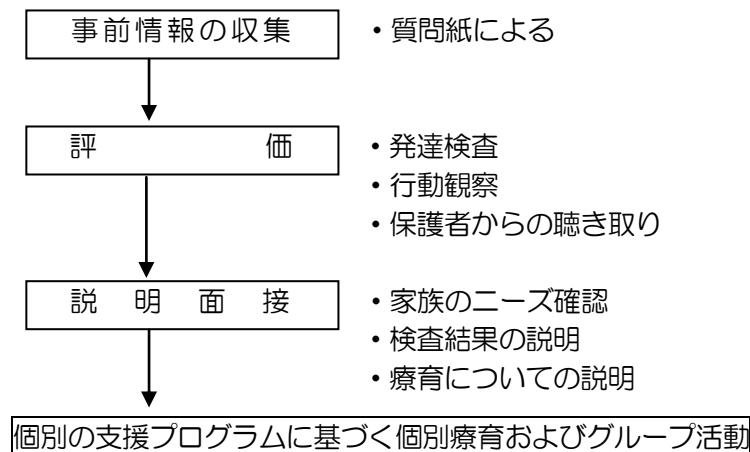
(3) 支援方法のモデルの提示

療育の取り組みの中で、個別の目標に合わせた具体的でわかりやすい支援方法のモデルの提示を行います。

(4) 家庭や地域への発展・応用

療育場面で身に付けたことを、家庭や実際の生活の場へ段階的に広げていくことをめざします。そのため地域に出かけての療育の実施や、保護者研修などのプログラムを用意しています。

2 療育の流れ



(1) 検査の実施と説明面接

療育開始に先立ち、全ての療育児について、行動観察と発達検査を実施します。

親子同室での行動観察・保護者からの聴き取りと、PEP-3 等（自閉症児・発達障害児教育診断検査）を用いて行います。

説明面接の日時を別途設定し、療育における家族のニーズを確認し、検査結果の説明と療育の概要を説明します。

(2) 個別支援プログラムの立案

支援プログラムの立案は、保護者と一緒に一人ひとりの児童に応じた個別の年間目標と短期目標(6ヶ月ごと)を作成します。

具体的には、年齢に応じた生活全般の課題（コミュニケーション・社会性・身辺自立・余暇等）から優先させる課題を家族のニーズ、検査結果等から相談しながら決めていきます。

次に、わかりやすい環境で、成功体験を積み重ねながら次のステップを踏んでいくことができるような支援目標にします。また、将来必要になるであろうと思われる課題についても相談しながら立案していきます。

(3) 療育プログラム

① 療育の週間スケジュール

(予定)	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
10:00~11:00	相談等	療育	療育	研修等	療育
11:15~12:15		療育	療育		療育
13:00~14:00		療育	療育		療育
15:30~16:30		療育	療育	療育	療育

（※曜日・時間については、変更する場合があります）

* 1コマの定員は2~3名、隔週1回1時間の療育となります。

保護者研修は、保護者の方のみが対象となり、当日の託児はいたしませんのでご了承下さい。

②保護者への支援

療育は、保護者同室で行います。Sunのスタッフがモデルを示し、家庭や地域で取り組めるように保護者も参加して行います。また、保護者の方の悩みや不安等の相談にも応じます。

③プログラム内容

個別支援プログラムに沿いながら、毎回の療育で達成度合いや活動に集中しやすくするための環境調整、お子さんが理解しやすい伝え方などを確認し、一人ひとりに柔軟に対応していきます。

・身辺面

着替え、歯磨き洗面、トイレットトレーニング等身の回りのことを自立して行うためのアドバイスをします。

・スケジュール

時間の流れや活動の内容に見通しが持てるように、理解に応じて視覚的支援を行います。また、活動の切りかえ方や気持ちを切り替える方法について実際に練習をしながら支援します。

・自立課題（対面課題も含む）

自分で始めて自分でおわる、わかりやすいシステムを使用して「できた」「うれしい」体験を通じ達成感を育てます。課題の内容は、理解度やニーズに合わせて設定します。対面課題は、コミュニケーション支援、ソーシャルスキルトレーニングも含めながら行います。

・余暇

お子さんの興味・関心をもとに遊びの開発や、フリータイムの過ごしかたについて支援します。社会性の発展、グループでの活動や公共施設での過ごし方等も合わせて行います。
また、お手伝い等の家事にかかる動作の習得について支援します。

・コミュニケーション

療育の活動中に、様々な場面設定を設けて、コミュニケーション「つたえる」「りかいする」「わかちあう」の支援、ツールの提案を行います。

・社会性

グループ活動や療育室を離れて近隣の社会資源を利用して活動するなど、マナーやルールの学習、振る舞い方などについて練習します。

3 利用料

児童発達支援、または放課後等デイサービス利用について厚生労働省が定める利用者負担額。

※その他、プログラムの内容によっては、実費を徴収させていただく場合があります。

保護者研修会や情報交換会等に際して、実費相当分を徴収させて頂くことがあります。

4 保護者研修会

療育を受けられる児童の保護者の方を対象に、障がい特性の理解から、援助の視点と方法を学習する場として、月1回、10時～12時で行います。

参考例「平成29年度年間プログラム」

月	テーマ・内容	月	テーマ・内容
5	「障がい特性の理解」 ・感じ方、見え方、聞こえ方等について学習します。	11	「お家の取り組み」 ・ゲスト講師をお招きしてお家の取り組みについてお話して頂きます。
6	「子どものことを知ろう」 ・お子さんの力を正しく把握するために、評価の仕方と課題分析について学習します。	12	「取り組みの継続について」 ・お家の取り組み、療育での取り組みを地域で継続して頂くためにサポートブック作りを行います。
7	「進路について」 ・入園、就学のために必要な手続きや特別支援教育について教育委員会の職員よりお話して頂きます。	1	「コミュニケーション支援」 ・コミュニケーション全般について学習します。(自発・伝え方・相互性・P E C S等)
9	「子どもにわかりやすく伝える工夫」 ・障がい特性の理解から特性に応じた支援のために「構造化」について学習します。	2	「行動上の問題への理解と対応」 ・行動上の問題に対する理解の仕方と支援方法について学習します。
10	「自立課題つくり・構造化について」 ・課題作りを通して、余暇の開発や保護者同士の情報交換を行います。	3	「実践報告会」 ・家庭での取り組みを発表します。